

令和4年第3回東広島市議会定例会

議

案

令和4年8月

目 次

| | | |
|----------|-----------------------------------|----|
| 諮問第105号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて…………… | 1 |
| 諮問第106号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて…………… | 3 |
| 諮問第107号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて…………… | 5 |
| 同意案第108号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について…………… | 7 |
| 同意案第109号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について…………… | 9 |
| 議案第110号 | 広島県水道広域連合企業団規約の制定に関する協議について…………… | 11 |
| 議案第111号 | 財産の取得について…………… | 17 |
| 議案第112号 | 財産の無償譲渡について…………… | 19 |
| 議案第113号 | 財産の無償譲渡について…………… | 21 |
| 議案第114号 | 財産の無償譲渡について…………… | 23 |
| 議案第115号 | 財産の無償貸付けについて…………… | 25 |

| | | |
|-------------|-------------------------------------------------------------|-----|
| 議案第 1 1 6 号 | 財産の無償貸付けについて…………… | 2 7 |
| 議案第 1 1 7 号 | 財産の無償貸付けについて…………… | 2 9 |
| 議案第 1 1 8 号 | 市道の路線の認定について…………… | 3 1 |
| 議案第 1 1 9 号 | 請負契約の締結について…………… | 3 3 |
| 議案第 1 2 0 号 | 請負契約の締結について…………… | 3 5 |
| 議案第 1 2 1 号 | 字の区域の変更について…………… | 3 7 |
| 議案第 1 2 2 号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部改正につ いて…………… | 3 9 |
| 議案第 1 2 3 号 | 東広島市議会議員及び東広島市長の選挙におけ る選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正 について…………… | 4 5 |
| 議案第 1 2 4 号 | 東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条 例の一部改正について…………… | 4 7 |
| 議案第 1 2 5 号 | 東広島市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例 の一部改正について…………… | 4 9 |

諮問第105号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年8月29日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 島 本 智 子

(提案理由)

人権擁護委員の任期が令和4年12月31日をもって満了するため、当該委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

(根拠法令)

人権擁護委員法

第6条

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

諮問第106号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年8月29日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 中 邑 徳 之

(提案理由)

人権擁護委員の任期が令和4年12月31日をもって満了するため、当該委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

(根拠法令)

人権擁護委員法

第6条

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

諮問第107号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年8月29日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 沖 田 智 美

(提案理由)

人権擁護委員の任期が令和4年12月31日をもって満了するため、当該委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

(根拠法令)

人権擁護委員法

第6条

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

同意案第108号

固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

東広島市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年8月29日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 富 田 純 江

(提案理由)

東広島市固定資産評価審査委員会委員の任期が令和4年9月30日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

地方税法

第423条

- 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

同意案第109号

固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

東広島市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年8月29日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 久 能 秀 之

(提案理由)

東広島市固定資産評価審査委員会委員の任期が令和4年9月30日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

地方税法

第423条

- 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

議案第 1 1 0 号

広島県水道広域連合企業団規約の制定に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 4 条第 1 項に規定する広域連合として広島県水道広域連合企業団を設立するため、同条第 3 項の規定により、広島県水道広域連合企業団規約を別紙のとおり制定することに関し、関係地方公共団体と協議することについて、同法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 8 月 2 9 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(提案理由)

水道事業等に関する事務を広域にわたり総合的かつ計画的に処理することを目的として、広島県水道広域連合企業団を設立するため、広島県水道広域連合企業団規約の制定に関し、関係地方公共団体と協議することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第291条の11 第284条第3項、第291条の3第1項及び第3項、前条第1項並びに第291条の13において準用する第289条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

別紙

広島県水道広域連合企業団規約

(広域連合企業団の名称)

第1条 この広域連合企業団は、広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）という。

(企業団を組織する地方公共団体)

第2条 企業団は、広島県、竹原市、三原市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、熊野町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

(企業団の区域)

第3条 企業団の区域は、広島県内とする。

(企業団の処理する事務)

第4条 企業団は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 水道事業の経営に関する事務
- (2) 水道用水供給事業の経営に関する事務
- (3) 工業用水道事業の経営に関する事務

(企業団の作成する広域計画の項目)

第5条 企業団が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項に規定する広域計画をいう。以下同じ。）には、次に掲げる項目について記載するものとする。

- (1) 水道事業の経営に関すること。
- (2) 水道用水供給事業の経営に関すること。
- (3) 工業用水道事業の経営に関すること。
- (4) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(企業団の事務所の位置)

第6条 企業団の主たる事務所は、広島市に置く。

(企業団の議会の組織)

第7条 企業団の議会の議員（以下「企業団議員」という。）の定数は、19人と

する。

2 企業団議員は、構成団体の議会の議員又は長により組織する。

(企業団議員の選挙の方法)

第8条 企業団議員は、構成団体の議会の議員又は長のうちから、構成団体の議会において、選挙する。

2 前項の規定により構成団体の議会ごとに選挙する企業団議員の人数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数とする。

(1) 給水人口（水道法（昭和32年法律第177号）第7条第4項に規定する給水人口をいう。次号において同じ。）10万人未満の市町 1人

(2) 給水人口10万人以上の市町 2人

(3) 広島県 3人

3 構成団体の議会における選挙については、地方自治法第118条の例による。

(企業団議員の任期)

第9条 企業団議員の任期は、当該構成団体の議会の議員又は長としての任期と同期間とする。

2 企業団議員が、次の各号のいずれかに該当したときは、その職を失う。

(1) 構成団体の長である者が、企業長に選出されたとき。

(2) 構成団体の議会の議員又は長でなくなったとき。

3 企業団の議会の解散があったとき、又は企業団議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙により選出しなければならない。

(企業団の議会の議長及び副議長)

第10条 企業団の議会は、企業団議員のうちから、議長及び副議長1人を選挙により選出しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、企業団議員の任期と同期間とする。

(企業団の長)

第11条 企業団の長は、企業長とする。

2 企業団に、企業長1人を置く。

3 企業長に事故があるとき、又は企業長が欠けたときは、副企業長がその職務を代理する。

(企業長の選出の方法)

第12条 企業長は、構成団体の長のうちから、構成団体の長による選挙により選出する。

2 前項の選挙は、広島県内において行うものとする。ただし、これにより難しいときは、企業長が別に定めることができる。

3 企業長が欠けたときは、速やかにこれを選挙により選出しなければならない。

(企業長の任期)

第13条 企業長の任期は、構成団体の長としての任期と同期間とする。

2 企業長が構成団体の長でなくなったときは、同時にその職を失う。

(副企業長)

第14条 企業団に、副企業長1人を置く。

(副企業長の選任の方法)

第15条 副企業長は、企業長が企業団の議会の同意を得て、選任する。

(副企業長の任期)

第16条 副企業長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、企業長は、任期中においても、これを解職することができる。

(補助職員)

第17条 企業団に必要な職員を置く。

(監査委員)

第18条 企業団に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、企業長が企業団議会の同意を得て、人格が高潔で、事業の経営管理に関し優れた識見を有する者から選任する。

3 監査委員の任期は、4年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(選挙管理委員会)

第19条 企業団に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、構成団体の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な見識を有する者のうちから、企業団議会の選挙により選出する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(企業団の財務)

第20条 企業団の経費は、料金、企業債、交付金、構成団体が負担する負担金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 前項の規定による負担金の額は、構成団体との協議により定める。

(委任)

第21条 この規約の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、総務大臣の許可のあった日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日から令和5年3月31日までの間は、第4条に規定する企業団の処理する事務は、同条の規定にかかわらず、同条の規定に関する事務の準備行為とする。

(承継)

3 構成団体の水道事業、水道用水供給事業及び工業用水道事業の事務は、令和5年4月1日に企業団が承継する。

4 令和5年3月31日において、構成団体が保有する水道事業、水道用水供給事業及び工業用水道事業の資産、負債及び資本は、令和5年4月1日に企業団が承継する。

議案第111号

財産の取得について

財産を次のとおり取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年8月29日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 種別 動産
- (2) 品名 高規格救急自動車
- (3) 数量 1台

2 取得価格

3,303万8,500円

3 相手方

東広島市西条町御藪宇6466番地3
広島トヨタ自動車株式会社西条店
店長 西 靖 宏

(提案理由)

竹原消防署忠海分署に配備する高規格救急自動車を買入れるに当たり、その予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（一略一）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第112号

財産の無償譲渡について

財産を次のとおり無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年8月29日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 所在 東広島市志和町志和東685番地1
- (2) 種別 建物
- (3) 構造 木造平屋建て
- (4) 延べ面積 113.41平方メートル

2 相手方

東広島市志和町志和東537番地

東1自治会

会長 田 中 智 史

(提案理由)

元広集会所の建物を東1自治会に無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第 1 1 3 号

財産の無償譲渡について

財産を次のとおり無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 8 月 2 9 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 所在 東広島市豊栄町清武 3 3 6 6 番地 1
- (2) 種別 建物
- (3) 構造 鉄骨造平屋建て
- (4) 延べ面積 2 1 9 . 8 1 平方メートル

2 相手方

東広島市豊栄町清武 3 3 6 6 番地 1
清武西後谷自治会
会長 大 川 芳 生

(提案理由)

後谷集会所の建物を清武西後谷自治会に無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第114号

財産の無償譲渡について

財産を次のとおり無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年8月29日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 所在 東広島市入野中山台二丁目28番10号
- (2) 種別 建物
- (3) 構造 木造平屋建て
- (4) 延べ面積 89.64平方メートル

2 相手方

東広島市入野中山台二丁目28番10号
中山台自治会
会長 藏 田 保 男

(提案理由)

グリーンコミュニティホームの建物を中山台自治会に無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第115号

財産の無償貸付けについて

財産を次のとおり無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年8月29日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 所在 東広島市志和町志和東字元広685番1ほか2筆
- (2) 種別 土地
- (3) 地目 宅地
- (4) 面積 574.00平方メートル

2 貸付期間

令和4年11月1日から令和9年3月31日まで

3 相手方

東広島市志和町志和東537番地

東1自治会

会長 田 中 智 史

(提案理由)

元広集会所を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第116号

財産の無償貸付けについて

財産を次のとおり無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年8月29日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 所在 東広島市豊栄町清武3366番1ほか1筆
- (2) 種別 土地
- (3) 地目 宅地
- (4) 面積 1,462平方メートル

2 貸付期間

令和4年11月1日から令和9年3月31日まで

3 相手方

東広島市豊栄町清武3366番地1
清武西後谷自治会
会長 大 川 芳 生

(提案理由)

後谷集会所を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第 1 1 7 号

財産の無償貸付けについて

財産を次のとおり無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 8 月 2 9 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 所在 東広島市入野中山台二丁目 3 5 8 番 7
- (2) 種別 土地
- (3) 地目 宅地
- (4) 面積 4 3 8 . 1 0 平方メートル

2 貸付期間

令和 4 年 1 1 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

3 相手方

東広島市入野中山台二丁目 2 8 番 1 0 号
中山台自治会
会長 藏 田 保 男

(提案理由)

グリーンコミュニティホームを無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第 1 1 8 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、次の路線を市道として認定するため、議会の議決を求める。

令和 4 年 8 月 2 9 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

| 路 線 名 | 起 点 | 終 点 | 重要な 経過地 |
|------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------|------------|
| 田口東 5 6 号線 | 東広島市西条町田口字西 中郷 1 2 6 0 番 1 0 地先 | 東広島市西条町田口字西 中郷 1 2 6 0 番 1 0 地先 | |
| 下三永 6 9 号線 | 東広島市西条町下三永字 午王曾原 1 0 7 7 4 番 4 3 地先 | 東広島市西条町下三永字 午王曾原 1 0 7 7 4 番 4 5 地先 | |
| 吉行 3 4 号線 | 東広島市西条町吉行字河 尻 5 4 4 番 4 地先 | 東広島市西条町吉行字河 尻 5 4 6 番 3 地先 | |
| 下組 5 2 号線 | 東広島市八本松飯田一丁 目 3 9 3 番 3 5 地先 | 東広島市八本松飯田一丁 目 3 9 3 番 5 3 地先 | |

(提案理由)

住宅団地内の道路を市道として認定するため、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

道路法

第8条

- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

議案第119号

請負契約の締結について

令和4年度中学校施設整備事業西条中学校長寿命化改良工事（建築）の請負契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年8月29日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 契約の目的

令和4年度中学校施設整備事業西条中学校長寿命化改良工事（建築）

2 契約の方法

条件付一般競争入札

3 契約金額

12億8,810万円

4 契約の相手方

増岡組・上垣組特定建設工事共同企業体

代表構成員 広島市中区鶴見町4番25号

株式会社増岡組広島本店

専務取締役本店長 迫 清 孝

構 成 員 東広島市西条町田口1437番地

株式会社上垣組

代表取締役 上 垣 健

(提案理由)

令和4年度中学校施設整備事業西条中学校長寿命化改良工事(建築)の請負契約を締結するに当たり、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第120号

請負契約の締結について

令和4年度中学校施設整備事業西条中学校長寿命化改良工事（電気）の請負契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年8月29日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 契約の目的

令和4年度中学校施設整備事業西条中学校長寿命化改良工事（電気）

2 契約の方法

条件付一般競争入札

3 契約金額

2億2,954万8,000円

4 契約の相手方

広島市中区中町8番8号

エビス電工株式会社

代表取締役 望 月 文

(提案理由)

令和4年度中学校施設整備事業西条中学校長寿命化改良工事(電気)の請負契約を締結するに当たり、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第121号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、東広島市西条町の次の表の左欄に掲げる字の区域を同表の右欄に掲げる字の区域に変更するため、議会の議決を求める。

令和4年8月29日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

| 左 欄 | | 右 欄 |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 大字 | 字 | 大字 |
| 田口 | 東子 | 田口 |
| | 滝原 | 東子 |
| 地 番 | | 字 |
| | 2584に隣接する道路である市有地の一部、2597の2の一部、2600の1の一部、2602の一部及びこれらの区域に介在する水路である市有地の全部、2609の一部、2610の一部、2611の一部、2612の一部、2613、2614、2615の一部 | 滝原 |
| | 10264の3の一部、10264の4、10264の5、10264の10の一部、10264の11の一部及びこれらの区域に介在する水路である市有地の全部、10268の7の一部、10268の9の一部、10269の一部及びこれらの区域に介在する水路である市有地の全部、10270の3の一部、10270の5の一部 | |

(提案理由)

東広島市西条町東子土地区画整理事業の実施による宅地の造成に伴い、字の区域を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

議案第122号

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年8月29日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年東広島市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する」を削り、「以外」を「であって、次のいずれかに該当するもの以外」に改め、同号ア(ア)中「という。）（」の右に「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、」を加え、「該当する場合にあっては、」を「該当する場合にあっては当該子が」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後に引きつい

て特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第2号中「当該非常勤職員が当該」を「、当該非常勤職員が、当該」に改め、同条第3号中「ため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき」を「非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情があるときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「（当該非常勤職員が）」の右に「前号に掲げる場合に該当して」を、「当該配偶者が」の右に「同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して」を加え、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をす

る場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「ため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するとき」を「非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情があるときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に改め、「当該育児休業に係る子について」を削り、「任期が」を「任期を」に、「特定

職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「、当該任期」を「、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期」に、「引き続き任用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第10条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、次項、附則第4項及び附則第6項の規定は、公布の日から施行する。

（育児休業をすることができない非常勤職員に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後において地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項本文に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）をするため、同条第3項の規定による承認（以下「育児休業の承認」という。）を受けようとする改正後の第2条第3号ア又はイのいずれかに該当する非常勤職員は、施行日前においても、当該育児休業の承認を請求することができる。

3 この条例の施行の際現に改正前の第2条第3号アからウまでのいずれかに該当して育児休業をしている非常勤職員に係る育児休業の承認は、施行日の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日に、施行日から当該育児休業の期間の末日までの間において改正後の第2条第3号ア又はイのいずれかに該当する非常勤職員に係る育児休業の承認があったものとみなす。

（1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員に係る育児休業の承認に係る経過措置）

4 施行日以後において1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するために当該子に係る育児休業の承認を受けようとする非常勤職員が、改正後の第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合（育児休業をしようとする非常勤職員が改正

前の第2条の3第3号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって改正後の第3条第7号に掲げる事情があるときは改正後の第2条の3第3号イ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあつては改正後の同号ウに掲げる場合に該当する場合。次項において同じ。)には、当該非常勤職員は、施行日前においても、当該育児休業の承認を請求することができる。

- 5 この条例の施行の際現に改正前の第2条の3第3号に掲げる場合に該当して育児休業をしている非常勤職員に係る育児休業の承認は、施行日の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日に、施行日から当該育児休業の期間の末日までの間において改正後の第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合に行う育児休業の承認があったものとみなす。

(1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員に係る育児休業の承認に係る経過措置)

- 6 施行日以後において1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するために当該子に係る育児休業の承認を受けようとする非常勤職員が、改正後の第2条の4の規定に該当する場合(育児休業をしようとする非常勤職員が改正前の第2条の4の規定に該当して育児休業をしている場合であつて改正後の第3条第7号に掲げる事情があるときは改正後の第2条の4第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあつては改正後の同号に掲げる場合に該当する場合。次項において同じ。)には、当該非常勤職員は、施行日前においても、当該育児休業の承認を請求することができる。

- 7 この条例の施行の際現に改正前の第2条の4の規定に該当して育児休業をしている非常勤職員に係る育児休業の承認は、施行日の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日に、施行日から当該育児休業の期間の末日までの間において改正後の第2条の4の規定に該当する場合に行う育児休業の承認があったものとみなす。

(育児休業等計画書に係る経過措置)

- 8 施行日前に改正前の第3条第5号又は第10条第6号の育児休業等計画書を提出した職員に対する改正前の第3条第5号又は第10条第6号の規定の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するとともに、所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方公務員法（昭和25年法律第261号）

第24条

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

地方公務員の育児休業等に関する法律

第2条 職員（第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員、臨時的に任用される職員その他その任用の状況がこれらに類する職員として条例で定める職員を除く。）は、任命権者（一略一）の承認を受けて、当該職員の子（一略一）を養育するため、当該子が3歳に達する日（非常勤職員にあっては、当該子の養育の事情に応じ、1歳に達する日から1歳6か月に達する日までの間で条例で定める日（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として条例で定める場合に該当するときは、2歳に達する日））まで、育児休業をすることができる。ただし、当該子について、既に2回の育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしたことがあるときは、条例で定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

(1) 子の出生の日から国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号。以下「国家公務員育児休業法」という。）第3条第1項第1号の規定により人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間内に、職員（一略一）が当該子についてする育児休業（一略一）のうち最初のものと及び2回目のもの

議案第123号

東広島市議会議員及び東広島市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部改正について

東広島市議会議員及び東広島市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条
例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年8月29日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市議会議員及び東広島市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例

東広島市議会議員及び東広島市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条
例（平成9年東広島市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中
「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「31万500円」を「31万6,250円」に改め、同条第1号中
「525円6銭」を「541円31銭」に改め、同条第2号中「26万2,530
円」を「27万655円」に、「27円50銭」を「28円35銭」に改める。

第12条第2項中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の東広島市議会議員及び東広島市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙に
ついて適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従
前の例による。

(提案理由)

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)の一部改正により、国会議員の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことに合わせて、東広島市議会議員及び東広島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等に要する経費に係る公費負担の限度額を改定するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

公職選挙法(昭和25年法律第100号)

第141条

8 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については、地方公共団体は、前項の規定(一略)に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第1項の自動車の使用について、無料とすることができる。

第142条

11 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については、地方公共団体は、前項の規定(一略)に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第1項第3号から第7号までのビラの作成について、無料とすることができる。

第143条

15 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については、地方公共団体は、前項の規定(一略)に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター(都道府県知事の選挙の場合に限る。)及び同項第5号のポスターの作成について、無料とすることができる。

議案第124号

東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例の一部改正について

東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年8月29日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例（昭和55年東広島市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1元広集会所の項、後谷集会所の項、妙見ヶ丘コミュニティホームの項及びグリーンコミュニティホームの項を削る。

附 則

この条例は、令和4年11月1日から施行する。

(提案理由)

地域集会所を無償で譲渡すること等に伴い、当該地域集会所を廃止するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第125号

東広島市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部改正について

東広島市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年8月29日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

東広島市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例（平成27年東広島市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「急傾斜地崩壊危険区域を含む」及び「（以下「被害想定区域」という。）」を削り、同条第2号中「作成された東広島市地域防災計画」を「作成した市町村地域防災計画（次条第1項第1号カにおいて「東広島市地域防災計画」という。）」に改める。

第4条第1項中「。次項において同じ」を削り、「次に掲げる区分に応じてそれぞれ当該割合」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、広島県が行う事業に係る分担金の総額は、零とする。

第4条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある区域であつて次のいずれかに該当する施設がある区域において行う事業（次号において「公共関連事業」という。） 100分の5
 - ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第3条第1号に掲げる河川又は同条第3号に掲げる砂防設備
 - イ 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路

- ウ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する鉄道施設
- エ 軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項の軌道
- オ 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定する水道施設（配水管を除く。）
- カ 東広島市地域防災計画に定められた避難路又は避難場所
- キ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）

第4条第1項第2号中「(1)」を「公共関連事業」に改め、「。以下同じ」を削り、「100分の20」を「100分の10」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行し、改正後の東広島市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例は、同年4月1日以後に着手した急傾斜地崩壊対策事業について適用する。

(提案理由)

著しく異常かつ激甚な非常災害が頻発し、かつ、多大な被害が発生している状況に鑑み、本市が行う急傾斜地崩壊対策事業に係る分担金について、その額の算定に当たり当該事業に要する経費に乗ずる割合を引き下げ、及び広島県が行う急傾斜地崩壊対策事業に係る分担金を徴収しないこととするとともに、所要の規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－